

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係

6 件

兵庫国民年金 事案 3159（事案 615 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

今回、新たな資料として、毎回一緒に国民年金保険料を納付していた義姉（夫の兄嫁）の被保険者記録照会回答票を提出する。

私は、将来、年金を受給するために、納付が苦しいときも、追納するなど、保険料納付の意識は強く持っていた。申立期間の保険料は納付しているのもう一度審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和42年3月に払い出されており、納付記録を見ると、申立人については、同月中に41年4月分まで遡って国民年金保険料が一括で現年度納付されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、申立期間の一部については、時効により納付できない期間となる上、別途過年度納付、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月15日付けで通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、義姉の被保険者記録照会回答票を提出している。

しかしながら、当該義姉の年金記録については、既に前回の審議において確認されており、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年8月まで

私の父親が、平成3年11月頃に、私と母親の国民年金の加入手続きを行い、金融機関において国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間に係る納付書・領収証書及び領収済通知書を持っているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、平成3年11月頃に、申立人及びその母親の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関において納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する申立期間に係る3連式過年度納付書には、A信用金庫B支店の領収印の上に同金庫同支店の消印が押されていることが確認できるところ、同金庫によると、「領収印の上に消印があるということは、領収印を取り消した、ということであり、領収していないことになる。領収した場合、3連式納付書のうち納付書・領収証書だけを本人に返却し、領収済通知書を含む残りは当金庫で預かることになっている。」と回答していることから、当該領収証書等の金額は国民年金保険料として収納されず、当該領収証書等とともに、返却されたものと考えられる。

なお、申立人が所持する平成3年11月の国民年金保険料に係る3連式現年度納付書においても、上記と同様にA信用金庫B支店の領収印の上に消印が押されているところ、同金庫同支店で納付されなかった同年11月の保険料については、別途C市役所発行の領収書を申立人が所持していることから、申立人の父親が同市役所で納付したことが推認でき、納付済みとするオンライン記録と一致する。

また、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 3 月に大学を卒業し、一定の収入が見込めるようになったのを契機に、同年 4 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、妻が毎月、納付書により同市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたが、申立期間が未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した昭和 62 年 4 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が毎月、納付書により同市役所で夫婦二人分を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、その前提として国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B 県内で申立人の氏名を複数の読み方で検索するも、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金手帳記号番号欄は空欄であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の資格記録（資格取得日は昭和 62 年 4 月 1 日、資格喪失日は平成 3 年 4 月 1 日）は、平成 12 年 4 月 3 日に追加入力されていることが確認できることから、同日まで申立期間は国民年金に未加入の期間であり、同日時点において申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から57年7月まで

私は、昭和55年11月に会社を退職したため、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、金額は覚えていないが、3か月ごとに銀行で振り込んで支払った。57年10月の転居後に、転居先のB市が発行した、申立期間後の領収書は所持している。しかし、A市で納付したはずの申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年11月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年8月にA市で払い出されており、前後の任意加入被保険者の記録から、同年7月頃に加入手続きが行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の検認記録欄は空欄であり、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名及び漢字による検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3163

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から62年8月まで

私は、自分自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていないため、具体的なことは分からないが、亡くなった父が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと記憶しており、未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

なお、私の年金手帳を見ると、20歳になった昭和59年*月*日に国民年金被保険者資格を取得している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月に、転居先のA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の国民年金第3号被保険者の資格入力日から、同年1月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の婚姻前の姓を含む氏名をB県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和59年*月*日と記載されていることを挙げているが、当該日は、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの期間及び50年4月から51年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から49年3月まで
② 昭和50年4月から51年11月まで

母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。国民年金保険料は婦人会で集められ、月末に役場の人に取りに来ていた。婦人会では、国民年金保険料のほか、税金なども一緒に集めていたので、一軒だけ払わないわけにはいかず、そのような家は無かった。

また、母親は自分の国民年金保険料を全期間納付しており、私の分の保険料も一緒に納付していた。自分だけ納めて、私の分を納付しないわけにはいかない。

現在の年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月頃に払い出されており、当該記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得時期及びA町の国民年金被保険者名簿における備考欄の受付日の記載から、申立人の母親は、51年11月20日に申立人に係る国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間①の保険料は既に時効により納付することができない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間②のうち昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から同年11月までの保険料は現年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿において、申立期間②の保険料を納付したとする記録は見当たらない。

なお、申立期間①及び②の間の期間である昭和49年4月から50年3月まで

の国民年金保険料については、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、51年12月24日に納付書により過年度納付されており、母親が婦人会に納付していたとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。